

## 2.1.1 給水装置工事の申込みの受付

給水装置工事の申込みの受付は、米子市水道局給水課審査係(以下「審査係」という。)において行う。

## 2.1.2 申込書の作成

指定工事業者は、次に掲げる書類のうち、申込みに必要なすべての書類を、申込者に説明し了解を得た上で作成し、審査係に提出する。

### (1) 給水装置工事申込書(施行規程第4条、様式第3号)

所定の用紙に申込者及び指定工事業者名を記入し、押印したもの。ただし、集合住宅等で、申込者及び建物が同一の場合は一部を提出する。

### (2) 給水装置工事設計書(施行規程第5条第1項、様式第8号)

- ① 所定の用紙に、使用材料、配管図面等を記入したもの。
- ② 水理計算書を添付。**(一般家庭及びそれに準ずる使用形態と推察される給水装置については、主任技術者の責任において栓数でメーター口径を決定してもよい。)**
- ③ 集合住宅等で、申込者及び建物が同一の場合は、様式ソを添付する。

### (3) 利害関係人の同意書(条例第8条第2項関係)

申込者は、管理者が必要と認めるときは、次に掲げる書類を提出するものとする。

- ① 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするときは、当該給水装置所有者の承諾書(施行規程第4条第2項第1号、様式第4号)、支管分岐承諾書
- ② 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとするときは、当該土地所有者の承諾書(施行規程第4条第2項第2号、様式第5号)、土地使用承諾書
- ③ 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするときは、当該家屋又は土地所有者の承諾書(施行規程第4条第2項第2号、様式第5号)
- ④ ①、②及び③により承認した所有者がその給水装置を変更又は撤去しようとするときは、当該関係者の承諾書(施行規程第4条第2項第3号、様式第6号又は第7号)

### (4) 寄付採納に関する寄付採納願及び寄付採納届

宅地開発、公道及び公道以外の道路に布設する給水幹線等を、維持管理上から水道局に寄付しようとする場合は、事前に寄付採納願(様式ア)を、工事完成後に寄付採納届(様式イ)を提出する。

なお、公道の場合は、寄付採納願(様式ア)の土地の所有者の記載は省略する。

- ◎ 寄付の採納基準は、**原則**口径50mm以上の給水幹線及び道路に縦断布設された給水管(以下「縦断布設給水管」という。)で次の項目の1つに該当するもの、並びに、維持管理上から管理者が必要であると認めた施設。

### (5) 第三者からの異議の申立てに関する誓約書

申込みのあった給水装置工事に関し、第三者から異議の申立てがあった場合には、当該